

## 第 233 回 役員 会議 事 要 録

1 日 時 平成 27 年 3 月 3 日 (火) 15 : 01 ~ 15 : 15

2 場 所 事務局第 3 会議室

### 3 議 事

- (1) 長崎大学と長崎総合科学大学との工学分野における包括的連携協力に関する協定の締結について

森口工学研究科副研究科長から、資料 1 に基づき、長崎大学と長崎総合科学大学との工学分野における包括的連携協力に関する協定の締結について説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

- (2) 長崎大学職員懲戒規程の一部改正について

理事（総務担当）から、資料 2 に基づき、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）の改正に伴い、①新たに研究活動の不正行為及び研究費の不正使用を懲戒事由とすること、②懲戒処分の量定を明らかにすること、及び③管理監督責任者及び関係職員が事実の隠ぺい等を行った場合も懲戒処分を行うこととするため、長崎大学職員懲戒規程を一部改正することの説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

- (3) 長崎大学不正防止計画推進室規程の全部改正について

理事（研究担当）から、資料 3 に基づき、研究活動の不正行為への対応のガイドライン、及び研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインの見直しが行われたことから、当該ガイドラインに適応させるため、長崎大学不正防止計画推進室規程を全部改正することの説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

- (4) 長崎大学研究者行動規範の一部改正について

理事（研究担当）から、資料 4 に基づき、日本学術会議が平成 18 年 10 月に制定した声明「科学者の行動規範」の改訂版が平成 25 年 1 月に公表されたことに伴い、改訂後の同声明に適応させるため、長崎大学研究者行動規範を一部改正することの説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

- (5) 長崎大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程の一部改正について

理事（研究担当）から、資料 5 に基づき、平成 27 年 4 月から適用される新ガイドライン「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に適応させるため、長崎大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程を一部改正することの説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

(6) 長崎大学における公的研究費の取扱いに関する規程の制定及び長崎大学における  
機関経理経費の不正使用に係る調査等に関する規程の一部改正について

理事（財務担当）から、資料 6-1 及び 6-2 に基づき、研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインの改正に伴い、本ガイドラインに対応するため、公的研究費の取扱いに関し必要な事項を定めた長崎大学における公的研究費の取扱いに関する規程を制定すること、及び本学における機関経理経費の不正使用に厳正かつ適切に対応するための措置に関し必要な事項を定めた長崎大学における機関経理経費の不正使用に係る調査等に関する規程を一部改正することの説明があり、審議の結果、異議なく了承された。

(以上)